２　多数の場合　45点
注１　上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても１回の算定とする。
２　１日に１回を限度として算定する。
Ｊ０９０　結膜異物除去（１眼瞼ごと）　100点
Ｊ０９１　鼻涙管ブジー法　45点
Ｊ０９１－２　鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄　45点
Ｊ０９２　涙嚢ブジー法（洗浄を含む。）　45点
Ｊ０９３　強膜マッサージ　150点
Ｊ０９４　削除
（耳鼻咽喉科処置）
Ｊ０９５　耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）　25点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　点耳又は簡単な耳垢栓除去については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９５－２　鼓室処置（片側）　55点
注　鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。
Ｊ０９６　耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
１　カテーテルによる耳管通気法（片側）　30点
２　ポリッツェル球による耳管通気法　20点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ０９７　鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９８に掲げる口腔、咽頭処置と併せて行った場合であっても12点とする。
３　鼻洗浄については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。
Ｊ０９７－２　副鼻腔自然口開大処置　25点
注　処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｊ０９８　口腔、咽頭処置　12点
注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　区分番号Ｊ０９７に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても12点とする。
Ｊ０９８－２　扁桃処置　40点
Ｊ０９９　間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）　27点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１００　副鼻腔手術後の処置（片側）　45点
注　当該処置と同一日に行われた区分番号Ｊ０９７－２に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。
Ｊ１０１　鼓室穿刺（片側）　50点
Ｊ１０２　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｊ１０３　扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）　180点
Ｊ１０４　唾液腺管洗浄（片側）　60点
Ｊ１０５　副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）
１　副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合　55点
２　１以外の場合　25点
Ｊ１０６及びＪ１０７　削除
Ｊ１０８　鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）　240点
Ｊ１０９　鼻咽腔止血法（ベロック止血法）　440点
Ｊ１１０　削除
Ｊ１１１　耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）　45点
Ｊ１１２　唾液腺管ブジー法（片側）　45点
Ｊ１１３　耳垢栓塞除去（複雑なもの）
１　片側　100点
２　両側　150点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。
Ｊ１１４　ネブライザー　12点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１１５　超音波ネブライザー（１日につき）　24点
（整形外科的処置）
Ｊ１１６　関節穿刺（片側）　100点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ１１６－２　粘（滑）液嚢穿刺注入（片側）　80点
Ｊ１１６－３　ガングリオン穿刺術　80点
Ｊ１１６－４　ガングリオン圧砕法　80点
Ｊ１１７　鋼線等による直達牽引（２日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（１局所を１日につき）　50点
注１　３歳未満の乳幼児に対して行った場合は、所定点数に50点を加算する。
２　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８　介達牽引（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－２　矯正固定（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－３　変形機械矯正術（１日につき）　35点
注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１９　消炎鎮痛等処置（１日につき）
１　マッサージ等の手技による療法　35点
２　器具等による療法　35点
３　湿布処置　35点
注１　１から３までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。
２　同一の患者につき同一日において、１から３までの療法のうち２以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。